

千葉県子どもの権利の啓発のためのシンポジウム  
基調講演

## “子どもの権利”としての意見表明・参加を語り合おう！

■君は、自分のことを自分で決めていますか？

＜でも、親や先生の期待に応えねば……＞

■君は、社会に発言したいと思ったことはありませんか？

＜でも、おとなに操られるからダメって言われそう……＞

**2025年11月30日**

**喜多 明人**(早稲田大学名誉教授・巻末プロフィール参照)

はじめに—理想と現実 そのギャップを埋める

### 1 こども基本法の誕生(2022年6月)によって子ども政策が大転換！

■子ども施策の総合的な推進の基軸に子どもの権利条約  
(こども基本法1条)

**資料1** こども基本法 抜粋

■子どもの権利条約に関する国の広報義務  
(こども基本法15条)

**資料2** 子どもの権利ノート

■子どもの権利として「意見表明・参加」の確保(同法3条)

○自己決定・自己形成のための意見表明・参加

—「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」(3条3項)

○社会参画・社会形成のための意見表明・参加

—「多様な社会的活動に参画する機会」の確保(3条3項)

■国・自治体に対して、子ども施策の策定・実施・評価の際の子どもの意見反映を義務づけ(こども基本法11条)

★こども大綱 2023年12月閣議決定  
(こども基本法7条)

**資料3** こども大綱 抜粋

★こどもの居場所づくりに関する指針 2023年12月閣議決定

**資料4** 指針抜粋

……「こどもの権利の啓発シンポ」から「子どもの権利条約の啓発シンポ」へ

- 子どもの権利とは— 子どもの「権利」という言葉は、rightsの翻訳語(当たり前のこと、正しいこと) 子どもにとって当たり前の意思と要求を社会的に承認していく営みの総称
- 少子高齢化社会=極端におとなが強い社会(おとなの意思と要求)の押し付け
- ▶おとな社会が絶対的優位のなかで ⇔ 子どもの権利の擁護・子ども支援が必要
- 子どもの権利条約=子どもにとって当たり前の意思と要求を国際社会が承認

## 2 自己決定主体として、子どもを励ます

■ 自分に関することを自分で決める権利 **資料 5** 千葉県子ども若者基本条例 抜粋  
(千葉県、川崎市、世田谷区、岐阜県本巣市などで条例化)

■ 君は、自分のことを自分で決めていますか？

「自分のことは自分で決めたかった」(川崎市中中学生委員の発言)

当時の座長喜多

…「喜多、自分のことくらい自分で決めろよ」の仲間の一声で人生が変わった！

■ やりたいようにやれ、といわれても苦痛でしかない！ **資料 6** 高校生の訴え

圧倒的多数のおとな社会への忖度＝「偽りの自己の形成」

〈でも、親や先生の期待に応えねば……〉

■ 子どもの意見表明権(条約 12 条)の源流

条約提案国ポーランドが原案(7 条)を国連の提出

「本条約の締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもにたいして、自身に関する問題、とくに結婚、職業の選択、医療、教育、レクリエーションについての意見表明の権利を与える。」

## 3 社会参画主体として、子どもを支える

\* ヤヌシュ・コルチャック(子どもの権利条約の精神的父＝ユニセフ)

「子どもはだんだん人間になるのではない。いま、すでに人間なのだ」

⇒今の社会に生きる人間として

■ 「生きているのが面倒」「消えたい」 **資料 7** 学生の自己肯定感調査

—青少年自死 529 人

■ 生徒の自治体子ども政策への関心度は？

**資料 8** 「生徒会サミット」アンケート結果から

■ 二次的な関心にとどまる子どもたち、ではおとなは？

—「あやつり」「見せかけ」の疑似参加から出発

\* ロジャー・ハートの参加の梯子

**資料 9** 参加の梯子

\* 参加の梯子をのぼる「うずうず虫」(ポプラ社版)

**資料 10** うずうず虫

■ 人間としての生来的欲求としての参加意欲

**資料 11** なぜ、子ども参加なのか(ユニセフ『世界子供白書』2003 年版)

⇒当事者性(社会の一員・パートナー)・今の社会に生きている実感・存在感を感じる

学校共同体を支える子ども・保護者として—「カスハラ」感覚からの脱皮を目指す

地域共同体を支える市民として—市民教育・主権者教育のすすめ

⇒表現・情報の自由(13 条)、思想・良心・宗教の自由(14 条)、結社・集会の自由(15 条)

## おわりに

■ おとなが新しい力を伸ばす

**資料 12** 同上(世界子供白書 2003 年版)

## 講師プロフィール 喜多 明人(きた あきと)

1949年7月21日東京都に生まれる。立正大学教授、早稲田大学文学学術院教授を経て現在。早稲田大学名誉教授。文学博士（早稲田大学1987年）。子どもアドボカシー学会理事、日本教育法学会名誉理事、子どもの権利条約総合研究所顧問（前代表）、子どもの権利条約ネットワーク代表、広げよう！子どもの権利条約キャンペーン委員会（181団体）共同代表。SSWRと教師の会代表世話人。チャイルドライン東京ネットワーク代表、めぐろチャイルドライン代表。めぐろ子ども支援ネットワーク代表。

これまで、名古屋大学、九州大学、東洋大学、法政大学などの講師を歴任。日本教育法学会理事。同学会事務局長、同学校事故問題研究特別委員会委員長を務める。学校安全全国ネットワーク代表（2024年6月まで）、多様な学び保障法を実現する会共同代表（2021年9月まで）、学校法人東京シューレ葛飾中学校理事（非常勤）をへて評議員（2022年3月まで）。NPO法人東京シューレ暫定理事長（2021年12月まで）、代表理事をへて理事（2023年12月まで）。チャイルドライン支援センター副代表（2010年5月まで）など歴任。

川崎市子ども権利条例調査研究委員会座長、同市子どもの権利委員会、子ども会議推進委員会等をへて、現在川崎市子ども夢パーク運営懇談会座長。目黒区子ども条例を考える区民会議会長、高浜市子ども憲章検討委員会委員長、日進市・三重県・津市・茅野市・世田谷区アドバイザー、長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会委員長、知多市子ども条例検討会議会長、足利市中学生就労事故第三者調査委員会委員長をへて、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会委員長（2023年3月まで）。

現在、小金井市子ども子育て会議委員（2期）、教育評価委員（1期）。

### ■編書

「子どもの学ぶ権利と多様な学び」（エイデル研究所、2020）

「今だから明かす条例制定秘話」（エイデル研究所、共編、2021）

「多様な学びを創る—不登校支援から多様な学び支援へ」（東京シューレ出版、共編、2021）

「市民活動のはじめの一步—一人ひとりが子どもの権利の支え手に」（エイデル研究所、2022）

### ■監修書

「子どもへのハラスメント」（PHP研究所、編集：ドリム社、2021）

「きみはどう考える？人権ってなんだろう」全3巻（汐文社、編集：童夢、2021）

「きみを守る・こども基本法」全3巻（汐文社、永田編、2024）